

市民厚生常任委員会 会議記録

- 1 日 時 令和8年6月26日（金曜日） 午前10時00分開会 午後0時09分散会
- 2 場 所 第二委員会室
- 3 出席委員 田中、田原（洋）、池田、関原、東野、中村の各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外議員 古畑議長、松田、渡辺、田原（実）、保坂の各議員
- 6 説明員 久保田市長、井川副市長、猪又政策監（渉外担当）、嶋田政策監（特命担当）
木島税務保険課長、田代同課長補佐、渡辺同課長補佐、園田同係長
山岸福祉事務所長、須澤同次長、齊藤同係長、飯田同係長、小林同係長
林健康増進課長、田中同課長補佐、川原同課長補佐、滝澤同係長
- 7 事務局職員 磯貝事務局長、清水主査
- 8 本日の会議に付した事件
 - （1）付託案件審査
別紙審査日程表のとおり
 - （2）所管事項調査
 - ・ 障害福祉サービスにおける「18歳の壁」について
 - ・ 市民税県民税の課税誤りについて
 - （3）その他
 - ・ 閉会中の所管事項調査について

9 経過と結果

○田中委員長

ただいまから市民厚生常任委員会を開会いたします。

欠席通告委員はありません。定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

審査の順序につきましては、事前に配付しました日程により進めます。

なお、委員外議員の発言につきましては、先例申合せのとおり、委員の発言終了後、申出があれば休憩を取りますので、発言の許可を求めてください。

（審査及び調査内容は別紙のとおり）

＜その他＞

（１）閉会中の所管事項調査について

○田中委員長

次に、３その他（１）閉会中の所管事項調査についてを議題といたします。

皆様のお手元のほうに、閉会中の所管事項調査書の案を、配付させていただきました。

今回再編にあたりまして、変わったところを、赤い文字で分かりやすく書いてもらいました。

読み上げますと、正副委員長案としては、配付いたしました資料のとおり、窓口業務について、愛玩動物について、環境及び廃棄物問題について、糸魚川市斎場及び火葬場について、新エネルギーについて、市税等について、地域医療体制について、健康増進施策の充実について、感染症対策について、社会福祉施策の充実について、社会福祉施設の現状と課題についての11点といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○中村委員

この市税等について赤字になっているんですが、意味はどうなんですか。

○田中委員長

この後、説明しようと思ったんですけれども、市税等について、今、特に課税誤りがありましたけれども、この課税誤り等は、今回は開会中だったから、所管事項調査に挙げるできませんでしたけれども、前回のようには、閉会中の間には、それを調査する項目がなかったというのが前提にありまして、閉会中の所管事項調査の中に、市税等という項目として挙げれば、閉会中においても、所管事項調査ができるということで、それと新しく再編の中に、税務保険課ができたんですけれども、税務保険課の調査項目が、今までのものの中では該当するものがなかった。そういったことも含めて、業務を調査するのに、どういう名称がいいか、ということで市税等というふうにして、挙げさせてもらいました。

最初にやっぱりこれ、説明すべきでした。

今後の調査の中において、市外調査等を今後、これからお話もあるんですけれども、そういったことも含めて、調査項目に挙げたいということでございます。

○中村委員

了解しました。

○田中委員長

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

これが、その他の２番目になるのかなんですけれども、皆さんに市外調査のほうをお願いをして、締め切りをさせていただきました。

挙がっているのもまた事務局等と相談をして、日程や行き先やら項目やら、そういったものを決めていきたいと思います。正副委員長にお任せいただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

皆様のほうで何かございますでしょうか。

以上で、3、その他を終結いたします。

以上をもちまして、予定しておりました日程が全て終了しました。

本日の審査に関する委員長の報告は、口頭報告とし、文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、市民厚生常任委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

糸魚川市議会委員会条例第29条の規定により署名する。

委員長

審 査 経 過 概 要

1 付託案件審査

議案第70号 令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）

[主な質疑・意見]

<健康増進課関係>

○田中委員長

これより、健康増進課関係の付託案件審査を行います。

議案第70号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）で当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、健康増進課の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○林健康増進課長

14、15ページをお願いします。

4款1項5目、医療対策費の61医療機関物価高騰対策事業は、電気、ガス料金高騰の影響を受ける市内基幹病院に対し、安定した医療体制の維持につなげるため、補助金を交付するものであります。

なお、財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

説明は以上です。

○田中委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

ご質疑なしと認め、これにて議案第70号のうち、健康増進課の関係部分の質疑を終結します。

<福祉事務所関係>

○田中委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、福祉事務所関係の付託案件審査を行います。

議案第70号令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）で当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、福祉事務所の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○山岸福祉事務所長

議案書12ページ、13ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費、61社会福祉施設物価高騰対策事業は、昨年度に引き続き、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として、実施するものです。

資料No.1をお願いします。

1、補正の理由にあるとおり、物価高騰分をサービス利用料に転嫁しにくい介護・障害サービス事業所に対して、経費増額分の一部を補助するものです。

2、事業概要ですが、（１）対象経費は、施設の光熱水費、食材料費ほか施設の運営にかかる経費全般についてであり、（２）基準額は、令和８年４月から６月までに支出した額を３倍した９か月分の額の３％分を上限額の範囲で補助するものです。３％については、消費者物価指数の対前年同月比増加率を参考に設定しております。

3、事業費は、29 法人 1,800 万円を見込んでおり、うち 1,440 万円の財源について、国交付金を充当することとしております。スケジュールについては、４に示したとおりに進めます。

引き続き、議案書 12 ページ、13 ページをお願いします。

3 款 1 項 2 目障害者自立支援費、2 障害者自立支援諸費は、令和８年６月分から適用される障害福祉サービスの報酬改定に伴う、障害者自立支援給付システムの改修であり、140 万円を計上しております。財源として、補助率 2 分の 1 の国の補助金を充当しております。

次に 3 目、障害者福祉費、11 重度心身障害者医療費助成事業は、令和８年度税制改正に伴う県単医療システムの改修であり、70 万円を計上しており、一般財源を充てております。

次に、議案書 14 ページ、15 ページの生活保護事業の補正について、資料No.2 にて説明いたします。

1、補正理由は、令和 7 年 6 月の最高裁判決により、平成 25 年から実施された生活扶助基準改定にかかる差額を支給するものです。

2、事業概要は、廃止世帯を含む平成 25 年 8 月以降に生活保護を受けていた対象者 300 世帯を見込み、新たな基準に基づく給付費を算定し、追加分を給付します。給付の内容として、添付の資料「厚生労働省のチラシ」をご参照ください。分かりやすく具体的な Q A も掲載されていますので、対象者への周知に活用します。

3、事業費等と 4、財源について、まとめて説明します。

3 款 3 項 1 目 生活保護総務費は、会計年度任用職員報酬や職員時間外勤務手当の人件費、パソコンの借上などの事務的経費であり、160 万円を計上しております。財源は、全額国の補助金が充てられます。

2 目扶助費は、対象 300 世帯を見込んだ生活保護費であり、2,000 万円を計上しております。

財源は、国 4 分の 3 の負担金が充てられます。

最後に、5、今後のスケジュールについては、補正予算成立後、速やかに対象者に案内し、10 月末をめどに給付完了の予定です。

以上で説明を終わります。

○田中委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

○池田委員

物価高騰対策事業のところですが、資料No. 1 の 2 事業概要（２）補助基準額の、令和 8 年 4 月から 6 月までに支出した経費を 3 倍した額の 3％に相当する額とありますが、増加率を考慮し、というふうにおっしゃっていたんですけれども、この 9 か月分の 3％の根拠について、も

う少し詳しく聞かせていただけますでしょうか。

○須澤次長

今こちらの対象の月は、この4月から12月分を見込んでおりまして、そちらの3%の数字につきましては、この算定時点の消費者物価指数が、およそ3%相当だったものですから、そちらを想定して、3%という数字を係数として、基準額にあてさせていただいているということです。

以上です。

○池田委員

ありがとうございます。

○田中委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

○東野委員

資料No. 1の物価高騰対策事業ですが、令和8年4月から12月における施設運営経費の一部を補助する、ということですが、糸魚川市として、この12月以降のその指数は、どのように推移していくような予想をされていますか。また、補助が必要な状況が生まれてくるっていう、そういう予測をされているのかを伺いたと思います。

○須澤次長

今こちら対象期間につきましては、4月から12月ということを想定しておりまして、年明けの1月以降については、またそのときの状況に応じるということになろうかと思えますけども、消費者物価指数につきましては、今のところ、こちらの予算化するときの指数よりは、直近のものだと、ちょっと若干右肩下がりの傾向にあるのかなと思いますが、今いろんな世界情勢も含めていろいろございますので、そちらも注視しながら、必要に応じて、検討も発生しうるかなとは思っていますが、現時点では12月までを想定しているという状況でございます。

○田中委員長

いいですか。

○東野委員

大丈夫です。

○田中委員長

ほかに質疑ございませんか。

○中村委員

資料No. 2の2番ですが、平成25年8月以降っていう、ずいぶん古い資料ですが、これは300世帯ってことで、300世帯この頃いたってことですか。それから、平成25年当時の300世帯の方、分かっているのかね。対象者には、個々に通知を出しているっていうことでよろしいですか。

○齊藤係長

お答えします。25年の300世帯というお話をさせていただいたんですが、今現役世帯は160世帯であります。

300世帯のうち160世帯。既に今もう廃止している世帯は、140世帯ということになります。25年の8月時点ですと、細かい資料手持ちでないんですけど、大体200世帯でありました。200世帯ですが、今現状でいいますと、今の内訳のとおり160世帯、140世帯っていう状況でありま

す。

その世帯に通知するということですが、今考えているのは、まずはホームページとお知らせばんで、ご案内をさせていただくというふうに考えております。

現役世帯につきましては、毎月支給させていただいているので、職権により、支給をさせていただきたいということで、当然通知もさせていただきます。

廃止世帯につきましては、もう廃止した時点での、住所だとか、世帯状況しか分からないものですから、今考えているのは、ホームページとお知らせばんで周知をする状況かなというふうに考えております。

ちなみに、新潟県内20市を見ても、今言ったような内容で運用すると、そんなような状況を県から聞いている状況であります。

以上です。

○中村委員

見ればいいんですけどね。おしらせばんとか、ホームページなんか確認できればいいんですけど、できなければ当然落としが出てくるので、市で分かる範囲で、通知したほうがいいと思うんですね。

それから、ちょっと分からないのが、廃止世帯っていうのは、生活保護を受けていたんだけど、今現在、生活保護を受けてない人のことを廃止世帯っていうんですか。

○齊藤係長

お答えします。

今議員さんおっしゃるとおり、廃止世帯は25年8月から30年のこれまで、今日までで、もう既に廃止をしている。収入が増えて、生活保護廃止になっただとか、年金が増えて廃止になっただとか、あと仕送りを受けて廃止になっただとか、そういう世帯が140世帯っていうことになります。

以上です。

○田中委員長

ほかにございませんか。

○田原副委員長

廃止世帯というのは、今の説明だと、生活保護を受けない基準になった方だけなのか。それとも、例えば過去に遡るので、すでに亡くなられている方とか、いろんな事情の方いらっしゃると思うんですけど、そういう方も含まれるのか、確認させてください。

○齊藤係長

140世帯につきましては、現時点で廃止をした世帯ですので、その中には亡くなられている方も含まれております。

なので、今後ホームページ等で周知をする中で、国の取扱いなんですけど、申出を受けまして、世帯の状況を確認させていただいたりして、対象になれば支給をさせていただくということになりますし、廃止の世帯につき、廃止になった方は、相続だとかには該当しないので、そこについては支給をしないということになります。

以上です。

○田原副委員長

ということは、例えば過去に生活保護を受けられた方が、亡くなっているんだけど、その遺

族に対して、いただける年数があるから、その遺族の方に支給するってことはないってことで、理解でよろしいでしょうか。

○齊藤係長

複数世帯、世帯で例えば3人過去に保護を受けていたということで、そのうち1人亡くなってますってことであれば、まずは、そのご健在の方から申出を受けまして、亡くなられている確認だとか、世帯の状況を確認させていただいて、今言った例で言うと、2人は対象になりますので、そこは計算をさせていただいて支給させていただくということになります。遺族は対象にならないです。

亡くなった本人も対象になりませんし、その生活保護、当時受けていない場合は、遺族の方は、対象にはならない。相続権はないということになります。

○田中委員長

廃止のところは、整理できているのかなってところが、なかなか伝わりづらいところもあるんですけども、いろんなケースが考えられて、例えば平成25年から今までって結構時間がある中で、ここに住んでいたけれども、どこかに行ったとか。

あるいは、また逆のパターンもあったり、家族の中の移動、今亡くなられた方とか、その辺の整理がしっかりできて、対象の方に、それが伝わるかどうかっていうのは、あるんじゃないかなと思うんですよ。いろんなケースの中で、その辺大丈夫ですか。

○山岸福祉事務所長

こちらの制度につきましては、このたび最高裁判決ということで、国の制度として、遡及が行われるものでございます。

ですので、国でそのあたりのスキームをきちんととっておりまして、あらゆるパターンの中に、こういうふうな対応をするということも示され、国からのマニュアルも示されているところでございますので、それにのっとって、事務を進めたいと思っておりますし、またチラシをお配りさせていただきましたが、これも全国にということで、保護費の追加給付専用ダイヤルも国で設けているという状況ですので、そういったところで、きちんとした周知、あとは疑義が生じるようなものも、公平性が保てるような形での回答というところを、担保をされているというふうに理解しております。

以上です。

○田中委員長

ちなみに対象者300のうち、案内ができるのどれぐらいかなとか、ちょっと難しいなとかっていうのを、その辺は出てるんですか。

○齊藤係長

案内できるのは、まず現役世帯ですね。160世帯には、決定通知を案内できます。内容についても、今チラシもお配りして、対応したいと思います。

その残りの廃止世帯の140世帯につきましては、何度も話してるんですけど、ホームページと今おしらせばんで周知させていただく、これは先ほども申し上げましたが、県でも、新潟県内市町村でも、同じように対応すると伺っております。

以上説明終わります。

○田中委員長

連絡しないってことか。

はい、ほかに質疑ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご質疑なしと認め、これにて議案第70号、当委員会に分割付託となった関係部分の質疑を終結いたします。

これより、議案第70号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に分割付託となった関係部分を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定しました。

[集約事項] なし

[審査結果] 原案可決（令和8年6月26日）

2 所管事項調査

(1) 障害福祉サービスにおける「18歳の壁」について（福祉事務所）

[主な質疑・意見]

○田中委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

これより、所管事項調査を行います。

(1) 障害福祉サービスにおける18歳の壁についてを議題といたします。

担当課からの説明を求めます。

○山岸福祉事務所長

それではお手元の資料No.4に基づきまして、説明をさせていただきます。

障害福祉サービスにおける18歳の壁についてでございます。

1、「18歳の壁」とは、ということでご説明させていただきます。

特別支援学校高等部を卒業した障害のある若者が、児童福祉法から、障害者総合支援法に基づく支援に移行する際、制度・時間・家族支援・居場所など、制度の切り替わりに起因して生じる課題を、一般に「18歳の壁」と呼んでいます。これまで手厚く守られた教育環境の枠組みが、卒業というタイミングで一度リセットされるため、本人や家族にとっては慣れ親しんだ環境から、新たな環境での生活が始まる非常に大きな転換期となります。

2、「制度と移行における課題」の表をご覧ください。

表では18歳未満と18歳以上の違いと、生じる課題についてまとめました。

主な点について、項目ごとに見ていきます。まずは、根拠法が児童福祉法から障害者総合支援法に代わります。児童福祉法では、原則として就学している児童を対象としており、18歳に到達した年度の3月末までは利用できる仕組みとなっています。次に、主な目的とサービスの種類ですが、「生じる課題」に示したとおり、目的が「預かり」から「訓練」や「社会参加」といった「活動」となるため、それまでの見守る支援から自立に向けた支援に変わっていくことが、保護者の戸惑いとなっているところです。

18歳に達する前後で、表に示した主なサービスの種類が切り替わることで、大きな変更点として挙げられるのが、次の項目の「利用時間」です。就学児を対象とした放課後等デイサービスは保護者の就業に合わせて夕方18時頃まで利用できるのですが、学校卒業後に利用するサービスでは訓練や就労が目的となっているため、終了時間は放課後等デイサービスよりも1～2時間程度短く設定されています。

一つ飛んで、手当や年金制度は、18歳ではなく、20歳に達する前後で切り替わります。それぞれの切替えに伴い、書類の作成や手続きをご家族やご本人に行っていただかなくてはならないことも、制度移行に伴う負担となっています。

次の送迎については、事業所ごとに差はありますが、18歳以上では自立のために、自分自身で移動手段を確保するよう支援をするケースもあります。

裏面をご覧ください

3、当市における課題について、昨年度の糸魚川市自立支援協議会こども療育部会にて、現状の把握と課題を下記の2点に整理しています。なお、下の「参考」に、自立支援協議会とこども療育部会の位置付けを示したネットワーク図と構成員を示しましたので、ご参照ください。

それでは、課題の2点について説明いたします。

まず1点目、(1)の情報提供不足の課題については、18歳の進路移行期の準備の見通しが十分ではない点です。卒業という人生の大きな転換点において、本来であれば体系的な相談支援があるべきですが、現状では「いつ、どこに相談すればいいのか」「どのような準備をいつから始めるべきか」というプロセスが保護者に十分に浸透していないために、保護者が悩み、情報不足による不安を抱える状況となっています。教育部門から福祉へと、いかにバトンを円滑に渡していくかが、課題となっています。

(2)の選択肢不足と、ニーズと供給の不一致については、就労支援事業所は市内でも増えています。本人の特性や強みを活かせる「質」とのミスマッチもあり、障害特性に見合う事業所がないために、本人が本来持つ力を発揮しづらかったり、通所の選択肢が狭まったりする状況があります。部会での協議では、サービス事業所側の工夫として、時間延長や本人の発達特性に合わせた自立に向けた段階的な訓練メニューの開発や、福祉就労のみではなく、一般就労での受入先拡大のための取組の重要性などを確認しています。

この2点について、今年度部会での協議を進め、第8期糸魚川市ささえあいプランに反映する予定です。

説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

○田中委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

今の説明の最後のほうでも、第8期糸魚川市ささえあいプラン、先ほどの休憩中の報告でありました、障害者計画のことになっていくわけですが、今日の皆さんの意見を踏まえて、そちらのほうにも反映ができればなと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

ご質疑ございませんか。

○関原委員

お願いします。市内には、障害特性に適した就労事業所っていうのは何か所あるんですか。教えてください。

○小林係長

就労の支援の事業所ですけれども、就労移行支援の事業所が1か所、就労定着支援の事業所が1か所、就労継続支援のA型2か所、就労継続支援のB型につきましては、5か所となっております。

以上です。

○関原委員

就業所で18歳以上、送迎のところですが、事業所ごとに対応が違うということでしょうか。お聞かせください。

○飯田係長

送迎につきましては、事業所ごとに対応が違いまして、バスで送迎している事業所もありますし、一部事業所から近い範囲を回っているっていう場合もあります。

あとは、公共交通機関を使って来られて、その駅まで迎えに行っているっていうところもありますし、ご本人の状況によっては、自転車で通っているなどの方法をとられている方もいらっしゃいます。

○関原委員

私がちょっとお聞きしたのが、その障害がある方で、公共交通をちょっと苦手とする人がおられて、ご家族の方が送迎しているっていう方法をとっているっていうんですけど、そういった感じで、働きたいけど働きに行けないっていう方っておられるのか教えてください。

○飯田係長

議員おっしゃるように、ご家族が送迎をされている場合も、もちろんあります。送迎のというか、通所の手段がなくて、事業所に通いづらいついていう問題はやはりあるかと思いますが、そういった声も一部聞いております。

その中でも、公共交通機関を使えるための練習を、段階を踏んでされているっていう方もいらっしゃいますし、それぞれのやっぱり障害の特性に合わせた対応で、相談員さんと相談しながら皆さん、取り組んでいるというのが現状かなと思っております。

○田中委員長

今の最後のほうで、結局そのために家族の方、働いているのを、かなり制限を受ける、あるいは場合によっては働けなくなるとかっていう保護者の方とか、そういう事例とあってあるものですか。

○飯田係長

実際に私は、仕事を辞めたというところは伺ってはいないのですが、仕事の時間を調整されているというところは、聞いています。

ただ、その前の就労の前段ですね。学生時代、放課後等デイサービスを使っているときから、保護者の方が基本的には事業所まで送迎されているような方につきましては、引き続き、同じように送迎しているとかっていうのも聞きますし、時間を、直接それが原因で辞めたっていうふうには私は直接聞いてないですが、あるかもしれないなというふうには思っています。

○田中委員長

ほかにございませんか。

○池田委員

お願いします。今のところとちょっと関わってくるんですけど、制度と移行における課題のところの利用時間のところで、学校に通っていた頃より、帰りが早くなってしまって、保護者が働く時間が短くなったりっていう話をテレビか何かでやっていたのを、実際に支援が必要なお子さんがいる保護者の方と、お話していたことがあるんですけども。子どもは働き始めるけれども、保護者が働く時間が少なくなって、結果的に生活が苦しくなってしまうという問題があるようですので、18歳を超えて就労されているときも、さっきもあったと思うんですけど、夕方方の時間過ごせるような場所を作っていくのも、重要なことなのかなと思っているんですけど

ど、そのあたりどのような計画が、今アイディアがあるのか教えてください。

○山岸福祉事務所長

こちらの課題につきましては、議員おっしゃるとおり全国的な課題ということで、言われている部分でございます。

保護者の方の就労につきましては、場合によっては、就労先事業者様のほうで、合理的配慮が必要ということで、出勤時間をずらして配慮していただいているというところも、あるようには聞いておりますが、なかなかそのあたりの理解というところもまだ進んでないのが現状です。

どの部分を福祉でカバーして、どの部分が社会全体、事業者なりがカバーするのかっていうところは、またすり合わせをしながらということではございますが、今の段階でできることを、今困っている人にきちんと対応できるように、ということで考えておりますので、こちらサービスの組み方につきましては、相談員がついておりまして、例えば事業所が早く終わる人は、その後図書館に行ってですね、図書館でも見守りが必要なので、その時間帯だけヘルパーさんをつけるだとか、非常にそういった細かい対応ができていますケースもあります。

ただ、非常に障害の程度なり、特徴によっては、そういった対応も難しい方もいらっしゃることもありますし、お家で留守番もできる方、できない方、本当に個別性が高い課題でありますので、本当に一人一人のケースを見ながら、対応していくということが必要であろうと考えております。

今はそれに合わせてできる部分で、現場では対応しているという現状でございます。

以上です。

○池田委員

ありがとうございます。

本当に障害の程度もそれぞれなので、全国にもいろいろ事例があるかと思しますので、個別の対応と事例などを、参考にしていただければいいかと思します。

ありがとうございます。

○田中委員長

ほかにございませんか。

○田原副委員長

この18歳になる前に、先ほど説明でいつから準備していいのか、例えば特性に合った事業所を選ぶとか、その通い方、それからその夕方の過ごし方も全て含めて、いつからその保護者によっては、早め早めに情報を集めたりとか、その事業所が合うかどうか、見学行ったりとか、できる方と、まだいつから始めていいかわからないって方いらっしゃるの、まずその辺、例えば17歳になったあたりのときに、全体的に始めるのか、個々の対応もあると思うんですが、どうやって糸魚川市は、現在18歳になる前の対応って学校も含めてされているんでしょうか。

○飯田係長

現在取組としては、白嶺分校さんには、年に1回になりますが、進路講話ということで私どものほうで出向きまして、卒業後のサービス利用について、種類だったり、こういった方がど

んなところに行ってますよ、という事例を挙げながら、お話をさせていただいています。進路講話につきましては、3年生だけを対象にしたというものではないですので、白嶺分校さんの保護者の方、皆さんに声をかけていただいて、させていただいているというところになります。

それ以外では、18歳卒業した後、どんな方向があるのかとか、どんなサービスがあるのか、というところにつきましては、一人一人ついている相談員さんと保護者の方と相談しながら、将来をイメージしながら検討していただくというところになります。

ただ、こちらの情報発信としては、それが十分足りているとは思っておりませんので、白嶺分校のその進路講話だったりっていうところも利用するんですが、それ以外にも、情報発信、保護者の方が、理解できるような情報の発信の仕方だったり、方法を検討しながら機会を捉えて、発信していかなければいけないと考えております。

○田中委員長

今の最初からの説明のときもそうだったんだけど、この課題の中でも（１）に準備のプロセスの不明確だとか、情報提供の不足、なかなか浸透ができないというふうに説明されたんですけども、何か改善しなければ、これ今話聞いているだけでは、かなり相談に乗ってるだけでもそれが浸透できないっていうのは、どういうことが課題として、あるいはその解決策として考えておられるのかなって。

それをしなければ、解決に繋がらないんじゃないのかなって今、聞きながら思ったんですけど、どんなでしょうか。

○飯田係長

保護者の方といろいろお話をしながら、こういったものがあるよっていう発信はしていくんですけども、保護者の方自身の、お子さんの障害の受容だったりとか、ご自身のお子さんがどこまで、どういった能力があるのかなとかっていう見極めだとか、そういったところがまだ学生時代って決まっていこない部分もありまして、そこら辺で、一方的に多分情報を、こういうものがあるよって言うてもなかなか理解してもらえなかったり、受け入れてもらえなかったりっていうことはあるのかなというふうに捉えております。

なので、障害が受容できるような支援を、寄り添った支援をしつつ、将来の18歳以降のサービスだったりっていうところを、情報提供しながら一緒に考えていくっていうスタンスが大事なのかなというふうに考えています。

○田中委員長

もう一個（２）のほう、選択肢の不足と、ミスマッチ、相談体制としては、就職まで決まって終わりということではないと思うんですけども、ミスマッチ等発生した場合の対応とか、その辺の体制というのはできてるんでしょうか。

○飯田係長

就労に関しては、特に福祉就労に関しては、相談員さんがずっとついていくという形になりますので、福祉サービスの中での就労という形になりますと、モニタリングといって、定期的にご本人さんに、そういったサービスの利用が順調なのかっていうところを確認しながら進めていきますので、福祉就労したら終わりっていうことではないです。

そのときそのときに合わせて、またサービスの量だったり、種類を変えながらご本人さんに合ったサービスを利用していただくという形になります。

あとは障害の方でも、障害者雇用ですかね。一般の企業に障害者として雇用された場合につきましては、相談員さんが一定期間はつく形になりますが、その後安定してくれば、相談員さんを卒業するというか、支援がなくなるという場面もあるかなという制度になっています。

○田中委員長

ほかに質問はありませんか。

○田原副委員長

私ちょっと最近何かで見たんですけど、この障害者の方が、例えばできるようにする。バスに乗るとか、電車に乗るというのを、一人でできるようにするだけが目的じゃなくて、周りの方に切符の買い方を教えてくださいとか、分からないので助けてくださいって周りに言えることが、周りに助けを求めることも、すごく支援の大事な視点だっていうこと、私この前何かで見たんですよ。

なので、ぜひ、例えば公共交通機関が、例えば人がいるからちょっと不安だとか、そういう方もいらっしゃると思うんだけど、その買い方を失敗したらどうしようとか、そういうふうに言ってる方が、使えるようにするためには周りに助けを求めるっていう、その訓練っていうのもすごく訓練っていうかな、その方法もすごく大事だと思ったので、ぜひそういうふうな取組をしていただけたらと思います。意見で終わります。

○田中委員長

どうですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

暫時休憩いたします。

[休憩中]

○田中委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

[休憩中]

○田中委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

以上で（１）障害福祉サービスにおける「18歳の壁」についてを終結します。

暫時休憩します。

（２）市民税県民税の課税誤りについて（税務保険課）

〔主な質疑・意見〕

○田中委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に（２）市民税県民税の課税誤りについてを議題といたします。

このことにつきましては、従来休憩中の報告等であったんですけども、前回も、委員長報告に載せたりというような、事の重大さと、ちょっと頻発しているということがありましたので、報告させていただいたところなんですけれども、今回開会中でありますので、所管事項調査ということで載せさせていただきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

担当課からの説明を求めます。

○井川副市長

６月８日にプレスリリースしました、市民税県民税の課税誤りの案件につきまして、ご報告申し上げます。

本案件につきましては、令和８年度の市民税県民税特別徴収税額変更通知書を該当事業者宛に発送したところ、１人の方の税額が、誤った事業者へ通知されていたという事案でございます。

関係する皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

短期間での再度の事案であることから、担当職員には厳重に注意指導するとともに、確認の強化など、再発防止に努めてまいります。

詳細につきましては、この後、担当から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○木島税務保険課長

ご説明いたします。配付資料をご覧ください。

まず、１の概要ですが、５月下旬に該当事業者へ、「令和８年度 市民税県民税特別徴収税額変更通知書」を発送したところ、市外Ａ社の従業員１名分の住所、氏名、税額の３項目を誤って市内Ｂ社へ通知していることが、Ｂ社からの電話連絡により判明したものであります。

２の原因については、Ａ社から提出された「市民税県民税 特別徴収への切替依頼書」を社名が同じＢ社分として誤ってシステムへ入力してしまったことが直接の原因であります。

また、複数の職員によりパソコン端末の画面で入力内容をチェックしておりましたが、確認画面上に事業所名称は表示されるものの所在地は表示されないため、確認が不十分であったことも原因と考えております。

３経過で時系列を記載しておりますので、そちらも併せてご覧ください。

４の対象事業者数は、Ａ社とＢ社の２社となります。

５の対応ですが、対象事業者につきましては、Ａ社及びＢ社を直接訪問し、謝罪及び誤った書類の回収等を行っております。

また、従業員の方につきましては、Ａ社を訪問した際、担当者にご本人及び代表者の方に説明及び謝罪したい旨をお話したところ、直接お会いすることが難しいため、担当者の方で説明後、必要であれば連絡をいただけるとのことでありました。

後日、電話にて確認したところ、ご了解いただけたとの返事をいただいております。

なお、今回のミス判明後、税額変更通知書の内容を再確認し、他に誤りがないことを確認しております。

最後に、6の再発防止策ですが、一連の業務フローを見直し、確認作業についてはパソコン画面だけでなく、必ず依頼書原本と納品された通知書を照合する等、チェック体制を強化しております。

また、他の業務につきましても、十分なチェック体制になっているかどうか、改めて検証をしているところであります。

この度は、度重なるミスにより、行政に対する信頼を損ねる結果となってしまう、大変申し訳ございませんでした。

説明は以上です。

○田中委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

○中村委員

今の説明の中で、市外と市内っていう話があった中で、社名が同じっていうことは、例えば、中村って会社と中村支店っていう。同じ会社のあれだったってことで間違ったってことですか。

○園田係長

今ほどのようなご質問にお答えいたします。A社B社というのは、全く異なる会社であります、社名は同じ会社でして、例えば、同じ有限会社中村建設という、そういったような会社がA社B社という形でありまして、そちらの会社の登録を間違ってしまったというような状況でございます。

以上です。

○中村委員

まるっきり同じ社名だったということで間違っただと思うんですけど。まるっきり同じやなくても、似たような株式会社か有限会社かの違いぐらいで、間違えるってことも今後、あるかと思うので、やはりその辺は、再発防止をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○田中委員長

ほかにはありませんか。

○東野委員

市内にそういう、まるっきり同じ会社っていうのが何社ぐらいあるもんなんですか。市内と市外で。

○園田係長

申し訳ありません。具体的な数等は把握しておりませんが、市外等からも書類が届くものですから、一概にどれぐらいあるというのは、申し上げることが難しい状況であります。

以上です。

○東野委員

はい。ありがとうございます。

○田原副委員長

入力するときに、例えば会社名、株式会社糸魚川とかって入れたりすると、例えばその会社の候補名が出てきて、ここの会社だなんていうふうにクリックして選択して、入力手続きの画面にいつってしまうのかとか、電話番号とかなら絶対違うと思うんですよ。

例えば電話番号で検索すると、こう出てくるとか、何かそういうシステム上で、紛らわしいとか、やりにくいとか、何かあるんでしょうか。

○園田係長

お答えいたします。システム上は、基本的に社名で検索する形をとっておりまして、例えば中村建設という検索をいたしますと、その登録の会社が一覧で表示されます。その一覧の表示には、社名、所在地、あと登録番号です。その主な3つが、画面では表示されまして、そこでまず登録番号を、依頼書といいますか、届出書に転記いたしまして、それを元に入力を行うというような、そういった事務の手続きを行っております。

ですから、確認はその検索した画面で行いまして、それで番号を特定して、その先の事務に事務を進めるというような、そういった状況でございます。

以上です。

○田原副委員長

電話番号検索とかに、切り替えるって言ったら、またシステムの変更とかになるんでしょうか。

○園田係長

電話番号検索だと、ちょっとそのような機能は今まだ、まだといいますか、ございません。ただ、ほかにその法人番号検索ですとか、いろんな種類の検索方法はございます。そちらの利用も検討はしていきたいと思います。

以上です。

○田中委員長

前回もそうなんですけれども、誤発送されたほうから連絡が来なければ、やっぱり分からないわけですね、それまでは。言い方変えると、こちらでは気が付く、そういう何らかのバックするような方法は、何かあるんですか。そういうのを気が付く方法っていうのは、時間が来れば。また連絡がなかった場合の、さらに混乱というか、そういったものは何かあるものなんですか。

○園田課長

今のご質問にお答えします。

通知を送った後に、税額の通知書になりますので、今後、納付が発生します。その納付がないと、こちらから督促状、その次は催告書といいますか、納められていないということで、滞納処分といいますか、そういった処分に移ってまいりますので、そのいずれかの段階で気付くことにはなるかと思いますが、おっしゃるとおり、相手の方から連絡がいただけないと、現状把握する手段はなかったというような状況でございます。

以上です。

○田中委員長

そうですね。それで督促を出す場合は、誤って入力したほうに行くのか。それとも、本来納めてもらう人のところに行くのか、どちらへ行くんですか。

○園田係長

今の状況でありますと、結局こちらのほうでは、誤った会社へ通知をしたということが、判明しておりませんので、誤った会社へ督促状など、そういったものが届くというような状況になります。

○田中委員長

ずっとそうやってあれなんですね。

はい。

ほかにありませんか。

○古畑議長

あのね、委員会としてさ、やっぱり度重なる不祥事についての責任問題とか、その対処法も前回と同じこと言ってますよね。

そういうことは、おかしいんじゃないですかという質問が、何で出てこないんですかね。前回私のほうから厳しく言ったけども、委員会としても、やっぱりそういう体制じゃ駄目だってことを言わなきゃ駄目でしょ。

特に税務だよ。税金を送っていくとき、ダブルチェックするのは当たり前じゃない。名前だけで送るなんてありえないんだから。

あのね、それは先輩たちが、長年そういうミスがないようにっていうチェックをしてきた結果、そういうことはなかったんです。だから皆さんは、先輩たちがやってきたことを、怠ってしまったんです。それは何かって、それは驕りなの。パッパッパッて、あの人事務早いねっていうのを自慢してるのかもしれないけど。そりゃ、木島課長だって、もう長いベテラン行政マンで、なんでこんなことになるのかって、やっぱり議長室に謝りに来たときだって、やっぱりほとほと情けないって、やっぱり思ってるんじゃないかなと思うんだよね。

友達なら同情して大変だねで終わりですけども、議会ですから。前回のとき、私なんて言いましたか。あのときも度重なってたんですよ。今度やったときは許しませんよって言ってますよね。これ今回どうやって責任取るんですか。

久保田市長、何も発言ないようなんですけど、悪いですけど行政のトップは市長なんでね。あなたになってから、こういうのが多発するとかおかしいじゃないですか。ちょっとなまってるんじゃないですか。どうなんですか。

○久保田市長

ご指摘の件、重く受け止めてるということで、議会初日にも、私のほうで発言させていただきました。

また、その発言については、庁内職員は非常に関心を持って、その発言についても聞いておりました。

その中にあっては、懲戒処分等、決められた処分の中で、行っておりますけれども、前例主

義の見直し、また指導、今後の検討を強く指示をしたところであります。それによって、理事者に及ぶことについては、職員の士気だとか、意欲また行動に大きく影響するというふうに考えております。

そういう中によって、今回慎重に行うべきだという部分では自制をしております。また、今担当課の職員、又は課長も含めて、こういう事態にならないように、改めて気を引き締めて対応しているという部分で、私の議会冒頭の発言について、非常に職員も注視しながら、対応して、また気を引き締めているというふうに私自身感じております。

以上です。

○古畑議長

井川副市長ね。もう聞き飽きたような答弁ですけどさ、何件起こりました。この1年間で不祥事は。覚えていませんか。教育委員会も入れて。

○嶋田政策監

令和7年度の事例でございますが、事務ミスということで、一例を申し上げますと、健診の依頼書等の通知書の封入誤りであるとか、戸籍証明書の誤った交付等を含めまして、令和7年度ですと8件となっております。

以上です。

○古畑議長

令和7年度で。8年度はこれが1件だけ。

○嶋田政策監

8年度につきましては、先般の市民税県民税の課税誤りと今回の分ということで、2件となっております。

○古畑議長

合計10件なんだよ。

でさ、その度に十分なチェック体制をとって再発防止って答弁してるよね。

市長も課長、副市長も、頭を下げて来たと思うけど。これ10件、トータル10件っていうと大きいと思うんだけどね。

これは一つ一つ見れば、今後注意しなさい、で終わるかもしれないけど。これを管理する理事者として、この10件っていうのは大きい数字だと思いますよ。

これをどう捉えて、一つ責任とってくださいよ。部下に示しがつかんじゃないですか。市民にも。期待と信頼を裏切ったって何回言ってきたんですか、今まで。私も、皆さんとの個人的な付き合いを考えると、そんな厳しいことも言いたくないですよ、市長にも、副市長にも。だけど示しがつかないでしょ、これじゃ。黙って聞いて、嵐が通り過ぎるのを待てばいい、とかっていう考え方じゃないんですか。しっかり受け止めて、責任をちゃんと取ってくださいよ。前にも言ったとおり、今度やったら、なんていうか厳しいですよ。免許証みたいに、減点ポイント取っておけば、もう10ポイントも取られてるし。もう免許証なら120日免停じゃないですか。

○田中委員長

いかがですか。

○久保田市長

まず、私が個人的に、市長として責任を取るという、表現の仕方もあると思います。ただ、それをすることによって、職員のやっぱり感じ方、まずその士気の低下だとか、ちょっとその部分で非常にまた気後れするとか。いろんな部分、また庁内の職員のいろんな反応を見ながら、進めなきゃいけないというふうに思っております。

今回、自分なりの処分という部分については、私自身も考えましたけれども、まず一旦、もう一度職員に対して、もう一度チャンス、信頼を置いて進めていきたいというふうに考えておりますので、士気の低下、また意欲の低下、行動の頻用にならないように努めて、また職員と対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○嶋田政策監

先ほど件数の訂正をお願いします。申し訳ありません。

令和8年度につきまして、先ほど私今回の部分を含めて2件と言いましたが、今回の部分を含めて3件でございます。大変申し訳ございました。

○田中委員長

結局全部で11件ということでもいいんですね。

○古畑議長

また不祥事の件数が、1つ増えます。今度やったらって言いそうになったけど、もう既に計算間違いだったんだよね。11件。久保田市長、私が責任取ることによって士気が下がるって言い出したけど、歴代の市長さんたちは、部下たちの処分は、今のところ考えておりませんが、私の1か月間の給料を何%下げますとか。引きますとかってやってきたんですよ。これだけやって責任取らない久保田市長あなただけです。私はがっかりです。11件の事務ミスですよ。単純ミス11回繰り返す。

普通、市長、副市長あたりが、一番軽くて1か月10%の減俸処分じゃないですか。6月定例会最終日に間に合いますよ。給料下げるには、議会の議決がいるんです。古畑厳しいなと思ってるかもしれないけど、市長職とか副市長職、理事者、事務方のトップとか、そういう役目ですよ。課長だってなんだって部下がやったことを、自分がやったことじゃなくたって、頭を下げてこなくちゃいけないじゃないですか。どうなんですか。

○久保田市長

先ほど申しましたように、私自身もそういう方向も考えながら、また現時点で副市長、またそれぞれの今回政策監とも話をした中で、一旦そこの市長の責任の取り方として、そういう部分ではなくて、今一度立ち返って、庁内全体でその議論を深めながらしていくという部分の指示をもとに対応させていただければということで、来ておりますので、一旦まだ自分自身の減給等の対応については、現時点では考えておりません。

○古畑議長

考えてないなら、それなりのまた考え方が、議会としての考えもありますけどね。そりゃあ

るよ。問責決議だって、何だって出すっていう手もあるし。

ただね、市長がそういう方針でいると、教育長だって何だってみんな責任があって何回失敗したって、続けて仕事することが責任の果たし方ですって誰も責任取らないじゃないですか。何かね、ちょっとだから締めきらないんですよ。何か失敗したって、いや市長だって責任取らないんだから、私取る必要ないでしょって、なってますね。教育長だってあの感じだから、別にさ、うちらほかの連中なんて謝って済ませりゃいいじゃん。それが緩みですよ。

1年目だからそんな言わなかったけど、やっぱり2年目になったら、これしっかり市長としての自覚を持って、責任を持って、何かあったら、そこはやっぱりちゃんと責任取らなきゃ駄目ですよ。それが市長という役職でしょう。その場限りの言い訳、11回繰り返したってことですよ。再発防止に努めてってやったのは、そのたびに職員には厳しく言いますとか、各課にはそういうミスがないように伝達いたしましたって、やってきたんじゃないですか。

しかも、この税金ですよ。みんな払いたくもない税金ですけど、国民の義務として払ってるんですよ。

これは会社の経理の人が、ちゃんとうちにはそういう社員いませんっていう連絡が来たから分かったんですけどね。

だからそういうことを指摘されることを、やっぱり行政マンですからね。特に事務方系は、やっぱりその責任を重々自覚しておかなくちゃいけないでしょ。私の失敗に市長が責任取ったっていうんならさ、やっぱりトップとしてかっこいいじゃないですか。市民にも、言い訳たつし、そんなに責任取らなくてもいいですよ、って言葉はその後に出てくるんだよ。

速やかに責任を取るべきだと思いますよ。

委員長、あとね、やっぱりこうした厳しさを議長1人に言わせるんじゃないくて、委員会として、それを黙認していくんですかってことになる。前回の委員長報告でも、大変厳しい委員長報告してもらったわけだよ。なのにまた、こういうことが起こる。

それは、1人の職員の些細なミスかもしれないけども、積みもり積もって11回。やっぱりその11回の市民の信頼と、そういうものを裏切ってきたわけでしょ。それはやっぱり今度は委員会として、やっぱりそれは駄目ですよっていうものを持っていかなきゃ駄目だよ。じゃなきゃ、甘い委員会だねってなります。

○田中委員長

委員の皆さんは、前回の審査も踏まえて、また再発防止に努めるという中において、今議長と質疑もあったわけなんですけれども。

理事者を含め、責任等どのように考えておられるのかなと、もし意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○東野委員

本当に、そういう議長がおっしゃるような厳しい処分っていうのは、また本当に繰り返せば繰り返すほど、おっしゃるとおりだなっていうふうに思うんですけども。この原因の2番を見させていただくと、それやっちゃうよねっていう原因だなって思うんですよ。そこを改善できない理由ってやっぱりそのシステムがなかなか変更できないっていうことに理由はあるん

でしょうか。またやりますよね。これね。それが改善できないのであれば。いかがでしょう。

○木島税務保険課長

システムの変更っていうのは、ミス防止には大変有効な手段だと思っております。

ただ、このシステムにつきましては全国的にシステムの標準化というのが、間近に迫っておりますので、それを考えますと、今ここでカスタマイズしていくというのは、ちょっと対応がしにくいかなと思います。

標準化された後もそうなんですけども、結局システムに頼るのではなく、もう標準化された後は、システムに応じて、対応できない部分を運用でカバーしていくしかないなというふうには感じております。

以上です。

○田中委員長

この委員会の中において、前回と今回というふうにまた重ねてなって、前回もかなり厳しく報告させてもらったんですけども、今責任のあり方って言いましょうか、委員会として、どのように考えているかっていうことを、問われているわけなんですけれども、いかがでしょうか。このことに対する考え。

私としても、冒頭申し上げたように、普通これは休憩中の報告なんですけれども。事のこういったことが重なっているということと、重要さということ踏まえて、今回所管事項にも最初から挙げさせてもらったので、そういった意見も踏まえて意見も出るのかなと思っていた部分正直あったんですけども、皆さんの考えを聞かせていただけたらなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○中村委員

ここにある再発防止なんですけど、うちの担当部署だけではなくて、全体でこのような見直ししているというふうに思っているんですが、これ以上の再発防止対策を、しっかりとっていく必要があると思うんですよね。

1人2人ぐらいで見ていくんだと思うんですけど、それも2人のものは3人だとか。しっかりと見直していく必要があると思いますので、この再発防止、もう少し徹底していただければと思います。

○木島税務保険課長

先ほど議長のほうからお話がありましたように、私どもの先輩はよく読み合わせ、2人ペアになって音読をしながら読み合わせしていたことをちょっと思い出しました。

今後なんですけども、どうしてもやっぱりミスはない、この人が多分ミスすることはないだろうというような思い込みっていうのもあると思いますので、お互い人間ですので、ミスはあるという前提のもとに、チェック体制を築いていきたいというふうに思いますし、今議員さんおっしゃいました、ダブルチェック、それからトリプルチェックっていったところの対応も徹底して実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○嶋田政策監

今ほど税務保険課長から担当分野の説明がありましたが、今回こちらの問題等、事務ミスにつきましては、全庁的な課題問題であるというふうに捉えておりまして、今回6月17日から7月末までを、事務ミス防止強化月間と定めまして、全庁挙げて取り組んでいるところでございます。

特に今回、事務ミス防止の掟というちょっと言葉を使わせていただきまして、3つ挙げております。

1つはミスを防ぐ取組、2つ目はミスをして影響を最小にする取組、最後3つ目につきましては、ミスした後の取組ということで、大きく3つに分けております。

やはり大事なのは、一番最初のミスを防ぐ取組だと思っておりますので、こういったものを全庁挙げて、職員も今回税務の上でありますけども、決して他人事とせず、自分の身の回りにも起こりうるということを考えて、全庁挙げて取り組んでおります。

こういったミス防止強化の取組を継続することによりまして、ミスをゼロにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中村委員

ぜひ、そのような取組してもミスはね、絶対出ないということはありませんので再発防止にしっかり取り組んでいただきたいということと、それから市長と副市長も各課を回って、しっかりと直接話をしていただければ、再発防止に繋がるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○田中委員長

ほかにないですか。

○田原副委員長

このチェック体制をするときに、そもそもどこをチェックするかっていう視点がないと、突き合わせたら見てるだけとか、来たものをただ見ましたってなってしまうと思うんですよ。やっぱり、研修とかでよくある、何かこの事例、ミスを起こしやすいようなあえて事例とかでみんなで見たときに、ここの中には、実は何か所チェック漏れがありますとか、例えばミスがありますっていうふうな、やっぱり何て言うんだろう。

ずっと市民課だった課が、税務保険課に、新しい課になったんですけど、経験ある方は、ここここは間違いやすいとかっていうのがあっても、やっぱりその部署に初めて来る方とか、あと経験年数が短い方、逆に慣れてしまって、見逃しやすい方とかいろんな方いらっしゃるので、まずそのミス防止するための月間というのも大事なんですけど、そのチェック2人通したから大丈夫じゃなくって、その見る目っていう研修もぜひしていただきたいと思うんですけど、ちょっと全庁的にそんなような考えとかはあるんでしょうか。

○嶋田政策監

特に今回先ほど言いましたミスを防止する取組の中で、やはり今まで例えば先輩職員が、後輩職員の作業を必ず確認するというので、任せっきりにしないということですね。そういったところを十分徹底をするとかですね。いろんな数字を合わせるような場合は、関係資料と、

まとめてチェックをするなど、いろんな形でミスを少しでも減らすような形で、特にポイントを持って、いわゆるかつてのベテラン職員さんが、異動また新たに入った職員をしっかりと教えるというふうな体制を、今回強化をしてまいりたいというふうに考えております。

○古畑議長

委員長、さっき質問打ち切ったんじゃないの。

○田中委員長

いや、責任のことを聞こうと思って。

○古畑議長

委員長、そうなんです。議長は、過去の経過も含めて今回10回を超えてきたと。市長として、理事者の長として、やっぱり責任を取るべきではないかという議長案だよね。それに対して、今度市長は、今また一生懸命やってそういうミスがないようにやる。頑張ってくださいるので、それが自分にとっての責任の取り方って言うてね。

こっちは、具体的に減俸処分だとか何とかで一つ形として責任取ってくれって言うてんの。委員長としては、じゃあどっちの責任の取り方が皆さんは良いと思ってますかって聞いている。その割には、どうも質問が続いてる。だから、委員長の問いかけ、ちゃんと理解して答えるようにお願いをしたいと思うんだよ。

じゃあそこまで市長はこう言うてんだから、市長の言うとおりにね、厳しい言葉だけでいいですよって厳重注意だけでいい。

いや、やっぱり形ってものは、ちゃんとやるべきじゃないですかっていう。どっちがいいですかって聞いている。

○田中委員長

そういう意味で、責任のことについて伺っているんだけど、どうも前の質疑のほうにいつてるなっていう印象をちょっと持ってたんですよ。

ということで、議長の指摘がありましたけれども、今議長のほうでは具体的なこういう責任の取り方ということもありましたし、また市長のほうからは、今自分たちはこういうふうと考えているという。それは端的に言うと、それでいいのかどうかというような話になってくるとかなと思うんですけれども、委員の皆さんは、委員会の責任もあるんじゃないかなと、これについての責任のあり方について、どういう考えをお持ちですかっていうことを伺いたいと思うんですが、いかがですか。

○中村委員

私は先ほど申し上げましたように、直接市長副市長は担当課を回って、しっかりとこれ以上の再発防止がないように、責任を持って回っていただきたいというのが私の考えです。

○田中委員長

それが今の責任のあり方ということですね。

ほかにいかがですか。

前回もかなりまた今度再発した場合には、という話もあったかと思うんですけれども。ほかにいかがですか。

○東野委員

私自身も本当に1日でも早く改善してもらいたいと思うんですけども。今のシステムのままとか、やるべきこと分かってるんだけどできない状況があって、改善したいんだけど改善できないっていう状況で果たして懲罰をしたところで、そのミスはなくなるのかっていうところがあるので、もう対策としては、中村委員がおっしゃるとおり、二重三重のチェックをやるしかないなっていうそういう結論なんですけども、やっぱりここは、懲罰と言いますか、久保田市長のその今の心意気で、本当に次を起こさないように。ただ、もう1回起きたらやっぱりちょっと考えなきゃいけないのかなっていうのは感じておりますので、議会のほうからその懲罰だぞっていうことをプレッシャーに感じて仕事のパフォーマンスが落ちてしまうのもそれも深刻なので、そういった意味では、そういった緊張感、常にお持ちであると思いますので、本当に田原委員がおっしゃるとおりミスしないためのチェックのポイントっていうところをしっかりと、もう分かってられてもやっぱり起こしてしまう、そういうミスかと思っておりますので、そこを徹底してまた作業、仕事にあたっていただければというふうに思います。

基本的に懲罰はしないでもいいと思ってます。

○田中委員長

ほかにご意見ありませんか。

○関原委員

私も東野議員と一緒に、行政の方はプロの方なので、事務のチェックもされてると思うんですけど、システム自体が私、ちょっと使いにくいんじゃないかなって思っていました。

でも、そのシステムを変えれない今の状況もあることから、また、懲罰にしても、そういうこと、システムを変えれないっていうところが、ちょっと私は今後考えていくところなのかなと思うので、はい、そう思っております。

○田中委員長

だから、今のまた言葉で言えば、先ほど市長が答弁されたような、考えていないということと、意識の低下とか、いろんなそういったことをないがしろにしないとかっていう、そういうことを是とするっていうことでいいんですかね。要は、責任を取らなくていいってこと。簡単に言うと。

○関原委員

そうです。はい、その段階ではないです。システムのほうの、あれかなと思うんで。

○古畑議長

まあね、具体的にその減俸処分だとか何だとかっていうの求めないっていうのが、それならそれでいいんですけどね。議長としては非常に厳しく、そこは求めていきます。

それからね、システムに問題があるんじゃないかって話にすり替えないでくださいね。DXも含めて庁内デジタル化に今まで、何十億円、何百億円使ってきたと思ってるの。みんな事務効率を上げるためでしょ。

少ない人数でもできるようになって、行政側が提案してきたことに、議会側が予算を付けてきたんじゃないですか。

そのシステムが、今頃になって、あのシステムのせいで失敗しましたなんて、そんな言い訳になるわけないでしょ、そんなの。

あのね。やっぱり、じゃあ手でやってたほうがよかったっていうふうに思ってるかもしれないけど、そう言ったけど、これからはデジタル時代だつって、なんか、職員1人1個のコンピュータおくとか何だとかって、あのワープロから始まりましたよね。

それまで、本当にコピーなんかもなかったし、青焼きだとか何だとか全部やってきた。私はその頃からの議員ですからね。

職員さんたちも、課長さんたちもみんな苦労したのは分かる。もう残業に残業を重ねて、よくやってたの、よく知ってる。

けどさ、なんかおかしいの。便利になったはずなのにシステムだって向上したはずなのに、それ、今だって何百万、何千万もかけてるじゃない。それは、名前の宛名一つ、入力しにくい。そんなシステムあるか。逆にそのシステムを導入させた責任取ってもらうね。システムを使いこなせない人間を、その担当にするなって言うんだよ。

考え方が甘い人間、ましてや、事業失敗したから責任取れなんて、私今まで言ったことないでしょう。言ったことあるかもしれないけど。こういう単純ミスっていうのは、だからいわゆる気の緩みなんだよ。そこはミスしちゃいけないとこでしょ。ミスして許すところじゃないでしょう。

最終的に許さなきゃ駄目なんですけどね。一つのミスでクビってわけにはいきませんから、2度とないようにって、それを思う。それでいいと思うけど。でも1年間で11回でしょう。

あのね、議員さんみんな優しいから、そこまで処分要求せんでもいいと思うというご意見だからね。議長としても、みんながいいっていうんならそれでいいかと思えますけど。まあ本当に、東野委員じゃないですけど、次はちょっと厳しいですよ。短いスパンであればね。

○田中委員長

年間11回っていうのは非常に多いなと。まず認識を持ってもらいたいと思うわけですし、過去に照らしても多いんじゃないかなと。

1年間で11回が、あっ8回が多いんだけど、これは日程からいくと、4月5月の2か月の間、3か月目に入るその日程の中において、3回というのはさらに多い、率からいくと。どんどんどんどん増えてきているという印象が非常に強いし、その都度、信頼を損ねている。そしてまた迷惑をかけているという、それをしっかり受け止めてもらわなきゃいけないなと思うんですけども。同じことの繰り返しかもしれないけど、その辺の認識、責任というのを、まずはどのように考えてるかなっていうのを、しっかりしていただきたいと思うんですよ。

やはりこの2、3か月で、もう3回っていうのは、ちょっと昨年多い、それよりまたさらにペースとしては、多いなという。

ちょっとその辺は重く受け止めてもらいたいんですけども、もう一度その辺、答えてもらえませんか。

○久保田市長

まず、議長からの発言については、私自身本当に重く受け止めております。それは、私自身

も覚悟を持って市政運営しなきゃいけない。それなりの覚悟も自分にはあります。

ただ、私自身の覚悟を前面に出して、市の職員の意欲の低下、又は萎縮を招いてはいけないという部分が一つ。

ただ、そういう部分を市の職員に伝えていくという、やっぱり足を使って手を使って声を使って、伝えていくっていうことを、真摯に受け止めて対応させていただきたいと思います。

さらに今後、こうあっちゃいけないという職員が意欲を持って、職場で仕事できるような環境を、また担当の課長等と綿密に対話、また会話しながら、進めていく方向でやっていきます。

また、首の皮1枚というような表現で、済まされることではありませんので、それなりに自覚を持って対応させていただきたいと思います。

厳しいご意見を受け止めて、これからの市政運営に努めてまいりたいと思います。

ご理解のほどよろしくお願いします。

○古畑議長

覚悟をね、お聞かせいただきました。ただ、同じ答弁というかね、同じ誤りを要するに11回続けてきたってことです。

この委員会だけでなく、ほかの所管もありますからね。そこは十分気をつけて、これは厳しく言うのは、もちろん議会の役目ですね。個人的恨みがあるわけじゃない。

議長としても、やっぱり厳しく言わなくてはいけない。議会はそのような役目ですから。

それともう一つね。じゃあ、12回目を起こしたらどうしましょうかとかなるよね。そうすると何が起こるかっていうと、隠すんですよ。隠蔽する。その隠蔽が今度発覚したときは、即ですからね。ミスは今まで報告してきたことが、また素晴らしいと思うんですよ。ちゃんと報告してくるっていうのは、大事なことだと思う。それで絶対にミスを隠すな。報告しろと。そこだけは、また各ね、職員の皆さん、各課のほうへ徹底していただきたいと思います。

○久保田市長

一言、承知いたしました。

○田中委員長

12時を回りましたが、このまま続けたいと思います。

よろしくお願いします。

今、市長、議長それぞれ発言がありましたとおりであります。

また、委員の皆さんにも、この責任のことについて意見を賜ったところ、言うとおりに承りましたけれども、非常に今回のことを、またこれまでのことを、重く受け止めていただく中で、しっかりと業務のほうに当たっていただきたいというふうに思いますし、本当に再発に努めていただきたい。これ以上ないというふうにやっていただきたいと思っておりますので、委員会としては、今回は市長の発言を受け止めておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。これでよろしいでしょうか。

[「はい。」と申す者あり。]

○田中委員長

またその旨をまた報告をさせていただきたいと思います。

○古畑議長

厳しい報告を。

○田中委員長

厳しい報告、しっかりとそれなりにさせていただきます。いろいろシステムの話もありましたけれども、参考になるもの、あるいは取り入れていったらいいようなもの、再発防止に繋がるやり方等ありましたら、いろいろと議会側とも含めてですね、取り組んでいけたらなと思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

[休憩中]

○田中委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

以上で（２）市民税県民税の課税誤りについてを終結します。

暫時休憩します。